

市立小中学校の対応について

1 春休み明けの対応について

- ・ 4月8日（水）から授業を再開します。
- ・ 部活動についても同様に、4月8日（水）から行います。
- ・ 給食については、4月9日（木）から一斉に再開します。

※再開の理由

休校要請の期間が終わり、感染状況などを踏まえて再開を判断

※注意点

日々の学校現場における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、次の点に十分留意します。

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組の推進

併せて、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策の徹底にも留意していきます。児童生徒の健康状態を把握するため、検温を徹底します。

マスク着用については、出来る限り着用するものとします。着用していない児童生徒がいる場合、いじめ等が発生しないよう配慮します。

手洗い、アルコール等による消毒を徹底するため、4月8日の授業再開に向け、市教育委員会で調達のうえ配付を予定しております。

2 入学式について

- ・ 参列者を制限する。（新入生、保護者、教職員、市教育委員会1名）
- ・ 式典内容を簡素化する。
- ・ 国歌、校歌は歌わない。
- ・ 参列者の間隔を空け、換気に気を付ける。
- ・ 出席者は、出来る限りマスク着用とする。

3 始業式について

全校生が集合しては行いません。

4 春休みの校庭開放について

3月27日（金）から、土日を除き、午前10時から午後3時まで行います。但し、学校により多少の変更があります。

なお、小学校を対象に、期間中、学校職員が巡回を行います。

5 児童生徒及び教職員に感染者が出た場合の対応について

在籍する学校については、直ちに休校とする。但し、市内の他の小中学校は、休校にしない。

6 児童生徒及び教職員が濃厚接触者となった場合の対応について

- (1) 児童生徒については、出席停止とする。
- (2) 教職員は自宅待機とする。

7 臨時休校期間中の給食費について

日割り計算により、年度内に保護者等に返還します。

8 修学旅行、宿泊学習、遠足について

中学校の4月に行われる予定の修学旅行は、9月に延期しました。

小学校の4、5月実施予定の修学旅行は、秋に延期します。

小中学校の宿泊学習、遠足で4、5月実施予定のものは、秋に延期します。